綱島東小学校いじめ防止基本方針

策定日　平成 27 年 5 月 10 日
（平成３1 年 2 月 17 日改訂）
（令和３年４月１日改訂）
（令和５年４月１日改訂）

1.　いじめ防止に向けた学校の考え方

（１）　いじめの定義

・法で定められた定義であり、国と同一とする。

法第 2 条にあるように「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（２）　いじめ防止等に向けての基本理念

本校は、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるもの」という認識のもとに全職員をあげて児童指導に取り組む。その取り組みによって子どもたちが安心し、自己存在感や充実感を感じられる学びと場としての学校を目指していく。従来の問題対応型から健全育成型に指導の軸足を移し、健全な集団を育成することに努める。

いじめ防止のための基本姿勢として次の点を掲げ対応していく。

①いじめの未然防止

学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など

②早期発見・早期対応

いじめを看破するための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質向上など

③適切な対処・措置

児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化など

2.　「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（１）委員会の構成員

いじめ防止委員会のメンバーは、児童指導委員会を中心とし、管理職・教務主任・学年主任・児童支援専任・養護教諭を基本とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家や、警察関係者の参加を求める。

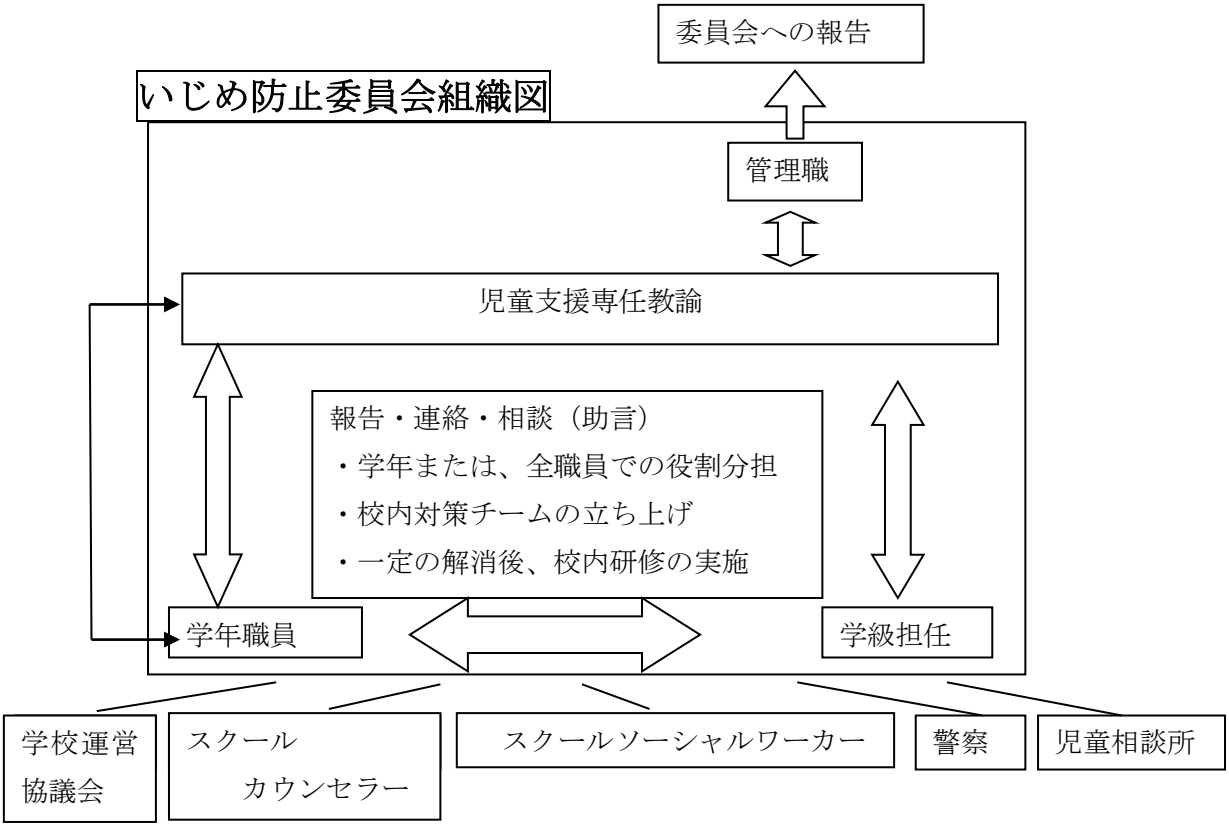

など

（２）委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に１度、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、対応に当たる。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う

（３） 委員会の活動内容

① いじめ事案に関して「いじめ防止委員会」が中核となり、組織的に取り組む。

② いじめの疑いがあるときには、担任や一部の教職員が抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。

③ いじめの早期発見のため、いじめの疑いに関する情報の収集や記録を行う。

④ 事実関係の把握といじめか否かの判断を行う。

⑤ 重大ないじめが発生した場合は、協力して情報収集や集約を行い、対応を検討し、問題解決に当たる。

⑥ いじめを受けた児童に対する支援やいじめを行った児童に対する指導、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

⑦　「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の実行・検証・修正を行う。
⑧　「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているか点検し、適宜見直す。
⑨　 いじめの防止等に係る校内研修の企画と実施を行う。

3、いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（１）いじめの未然防止

①　人権教育・道徳教育の推進
②「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
　全職員が活用できるように研修を行う。
③「生活のやくそく」や月生活目標を基本とした望ましい生活習慣の定着
④　すべての児童が参加し、活躍できる授業作りの工夫（校内重点研究）

（２）いじめ早期発見

① いじめを見逃さない教職員の体制作り（情報共有の推進）
② 東の子アンケートや、いじめ早期発見のための生活アンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
③ 教育相談の実施
・地域訪問
・個人面談
・長期休業明け教育相談
・「いじめ早期版権のための生活アンケート」実施後の教育相談（年２回）
・スクールカウンセラーによる教育相談
④インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育の推進
⑤ 保護者、地域、関係機関との連携

（３）いじめに対する措置

① 組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会での情報共有、方針決定、記録）
②　被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
③ 保護者との連携、協力
④ 警察署等関係機関、専門機関との連携

（４）いじめの解消

いじめの解消には、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
①いじめの行為が少なくとも３か月以上止んでいること
② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
③ 保護者への確認

（５）教職員等への研修

① 児童理解研修の推進

② いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実

（６）学校運営協議会等への研修

学校での取り組みについて説明する機会として、「まち」とともにあゆむ学校関係者懇談会、学校説明会などの機会を活用し、保護者や地域の方々の理解を深め、連携・協働して取り組むよう働きかける。

（７）取組の年間計画

月	取組内容	
4	いじめ防止基本計画の確認 いじめ防止委員会の設置 地域訪問	１年生を迎える会 あいさつ運動開始
5	児童理解研修 いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式アンケート・教育相談）	
6	Ｙ－Ｐアセスメント（１回目）	平和スピーチコンテスト参加 （6 年代表者）
７・８	児童の指導に関する特別支援職員研修 人権研修、いじめ防止職員研修 児童の自殺防止に向けた職員研修	横浜子ども会議（6 年代表者参加） スマホ・インターネットの安全な使用についての授業（高学年）
9	長期休業明け教育相談	
１０	東の子アンケート	ふれあい活動（消防団）（3 年）
１１	教職員自己評価アンケート Ｙ－Ｐアセスメント（2 回目）	運動会
１２	いじめ解決一斉キャンペーン実施 （無記名式アンケート・教育相談） 人権週間の取り組み	人権週間 ふれあい交流会（幼・保・小）（１年）
1		正月遊び（1 年）
2	年度の振り返り 学校いじめ防止基本方針の見直し	１０歳を祝う会（仮称）（4 年）
3	児童理解研修	6 年生を送る会

☆毎月の職員会議の際に、児童理解についての情報交換を必ず行う。

※学校運営協議会で議題にする・・・6 月、10 月、2 月

※コロナ感染症感染防止の観点から、変更や中止になる項目があります。

4、重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第２８条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第２号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5、いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（ＰＤＣＡサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講ずる。